

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	7-4
処分の種類	ばい煙発生施設の計画変更命令・計画廃止命令			
根拠法令条例等・条項	公害の防止に関する条例第32条			
処分の概要	ばい煙発生施設設置届出等において、そのばい煙発生施設に係るばい煙が排出基準に適合しないと認める場合に、その計画の変更、計画の廃止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]          公害の防止に関する条例第32条          知事は、第29条又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第29条の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			